

両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）

育休中等の職場の業務体制を支援するため、  
対象者1人につき最大125万円助成します！

育児休業や、子育て中の短時間勤務について、  
職場でこんな困りごとはありませんか？



育休や短時間勤務で  
同僚に迷惑をかけてしまうかも・・・

同僚が育休や短時間勤務をすると  
まわりの社員の負担が増える・・・



**育休取得者等の業務を代替する社員への手当の支給や、  
業務を代替するための新規雇い入れを行った事業主の皆さまへ、  
既存の助成金（※）に加えて、最大125万円を助成します！**

（※）両立支援等助成金（出生時両立支援コース、育児休業等支援コース）

**助成例 1** 社員Aが6月間の育児休業を取得  
業務を代替する社員2名に対し、毎月4万円の手当を支給した場合

業務体制整備経費5万円 + 業務代替手当4万円×2名×6月×3/4 = **41万円**支給

**助成例 2** 子育て中の社員Bが1年間の短時間勤務制度を利用  
業務を代替する社員2名に対し、毎月1万円の手当を支給した場合

業務体制整備経費2万円 + 業務代替手当1万円×2名×12月×3/4 = **20万円**支給

**助成例 3** 社員Cが6月間の育児休業を取得  
新たに社員を雇い入れ、1年間業務を代替させた場合

**67.5万円**支給

※助成金には、各種支給要件や加算措置があります。詳細は裏面をご覧ください。



## 育休の取得促進の助成金

### 出生時両立支援コース（第1種）

男性労働者が育休を取得しやすい環境整備等を行い、男性労働者が育休を取得した場合に、最大30万円支給します。

### 育児休業等支援コース（育休取得時）

「育休復帰支援プラン」に沿って労働者の円滑な育休取得に取り組み、労働者が育休を取得した場合に、30万円支給します。

**New!** 上記助成金に加えて、利用可能!

### 育休中等業務代替支援コース

		支給額
①手当支給等 (育児休業)	ABの合計額 (最大125万円)	A. 業務体制整備経費：5万円 (育休1か月未満：2万円) B. 手当支給総額の3/4 (※1) ※上限10万円/月、12か月まで
②手当支給等 (短時間勤務)	ABの合計額 (最大110万円)	A. 業務体制整備経費：2万円 B. 手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③新規雇用 (育児休業)	代替期間に応じた額を支給 (※1) 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	
有期雇用労働者加算	10万円加算 (※3)	

※1 プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり

※2 ①～③全てあわせて1年度10人まで、初回から5年間支給

※3 育休取得者/短時間勤務者が有期雇用労働者かつ業務代替期間1か月以上の場合に加算

#### おもな 要件

#### ①手当支給等（育児休業）

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への**手当制度等を就業規則等に規定**
- 対象労働者が**7日以上**の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への**手当等の支給**（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）

#### ②手当支給等（短時間勤務）

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への**手当制度等を就業規則等に規定**
- 対象労働者が**育児のための短時間勤務制度を1か月以上**利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への**手当等の支給**（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）

#### ③新規雇用（育児休業）

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が**7日以上**の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が育児休業中に**業務を代替**（業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動）

◎ 支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、北海道労働局雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



◎ 両立支援等助成金は、雇用関係助成金ポータルから電子申請が可能です。電子申請には「GビズID」の申請取得が必要です。

雇用関係助成金ポータルはこちら（QRコードからアクセス可能） → <https://www.esop.mhlw.go.jp/>

